

## ■課題1 庁内推進体制の充実

市が率先して職員の働きやすい環境づくりや女性登用等の取組を進め、男女平等参画のモデルを示すことは、市民や市内事業所等の男女平等参画の実現において重要な役割を担います。しかし、令和4（2022）年度に実施した男女平等参画に関する西東京市職員意識・実態調査によると、昇進・昇格において男性優遇と感じていると回答した女性の割合は4割以上を占め、男性の2割台半ばを上回っています。また、能力発揮の機会でも男性優遇は女性で約3割、男性で1割台半ばと差がみられ、市役所内においても不平等を感じている職員がいる状況です。

市民、市内事業所の規範となるよう、まず職員一人ひとりが男女平等参画について正しく理解し、男女平等参画意識を高めて施策を進める必要があります。

### 施策（1）男女平等参画に関する職員の理解促進

男女平等参画の視点を踏まえて施策を推進できるよう、職員の男女平等参画に関する正しい理解促進を図ります。

事業番号	事業	内容	担当課
1	職員の意識実態調査の実施	男女平等に関する職員の意識・実態の把握を行います。調査結果を活用し、庁内における男女平等参画の推進につなげます。	職員課
2	職員研修の実施	男女平等に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図ります。	協働コミュニティ課 職員課
3	市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底	市報やホームページ、市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、庁内に周知するとともに、作成したガイドラインの具体例について更新を行います。	協働コミュニティ課 秘書広報課

## 施策（２）誰もが働きやすい職場環境の整備

市内事業所の模範となってワーク・ライフ・バランスの推進等職場環境の整備を進めるために、庁内において働きかけを強化します。

事業番号	事業	内容	担当課
1	庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ	職員に向けてワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」、「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言、「西東京市特定事業主行動計画」及び『西東京市「健康」イクボス・ケアボス宣言』に基づき、職員一人ひとりが健康に働くことができ、また、働きやすい職場環境となるよう取り組みます。	職員課

## 施策（３）職場における女性活躍の推進

市の施策をはじめ市政のあらゆる場面において男女平等参画の視点が反映されるために、市役所内の管理的立場への女性登用を促進し、誰もが十分に能力を発揮できる環境づくりを進めます。

事業番号	事業	内容	担当課
1	性別に偏らず管理的立場を目指せる環境整備	研修等を活用して、管理的立場における人材の育成に努めます。また、女性職員が積極的に管理職試験を受験できるよう、環境を整えます。	職員課
2	女性職員の活躍推進に向けた取り組みの実施	「西東京市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の働きやすい環境づくりを行います。	職員課

#### 施策（４）男女平等推進条例の検討

男女平等参画社会の実現に向けて市の施策をさらに展開させるための条例の制定に向けた検討委員会の設置や、苦情処理機関の設置の検討を引き続き進めます。

事業番号	事業	内容	担当課
1	条例検討委員会設置の検討	男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例を検討するため、条例検討委員会の設置を検討します。	協働コミュニティ課
2	苦情処理機関設置の検討	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野に入れた苦情処理機関の設置を検討します。	協働コミュニティ課

## ■課題2 男女平等参画推進計画の進行管理

男女平等参画に向けた施策を着実に推進するために、計画の目標達成に向けて進捗状況を把握することが重要です。計画の進捗状況を庁内関係部署や男女平等参画推進委員会にて点検・評価し進行管理を行うことで、改善策の検討や課題解決を図ります。

### 施策（1）市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

恒常的な市民参画の組織である男女平等参画推進委員会を開催し、男女平等参画社会の実現に向けた課題とその解決に向けた検討を行います。また、委員会において毎年度計画に掲げた事業の進捗状況を評価し、プランの実行性を高めるための検討を進めます。

事業番号	事業	内容	担当課
1	男女平等参画推進委員会の開催	恒常的な市民参画の組織として、男女平等参画推進委員会を開催します。	協働コミュニティ課
2	事業評価の実施	男女平等参画推進委員会において、計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。	協働コミュニティ課